

## みなかみ町過疎対策のための

### 固定資産税の課税の特例に関する条例に基づく課税免除申請について

このことについて、標記条例第2条に基づく課税免除を申請する場合は、下記事項を確認のうえ、申請書類を本庁税務課資産税係窓口まで提出してください。

#### 記

#### ■受付対象年度

- ・平成31年度分（平成30年1月2日～平成31年1月1日取得分の固定資産が対象）  
→ 継続申請（税額免除第3年度分）
- ・令和2年度分（平成31年1月2日～令和2年1月1日取得分の固定資産が対象）  
→ 継続申請（税額免除第2年度分）
- ・令和3年度分（令和2年1月2日～令和3年1月1日取得分の固定資産が対象）  
→ 新規申請（税額免除第1年度分）

#### ■根拠・要件等

##### ○適用根拠

みなかみ町過疎対策のための固定資産税の課税の特例に関する条例

##### ○適用期間

平成22年4月1日～令和3年3月31日（または指定解除の日）

##### ○対象地域

みなかみ町全域

##### ○対象者要件

- ①みなかみ町土地補充課税台帳・家屋補充課税台帳・償却資産課税台帳上のいずれかに、固定資産の登録がある者。
  - ②過疎地域自立促進特別措置法（以下過疎法）第31条に規定する製造の事業、農林水産物等販売業若しくは旅館業（下宿営業を除く）を営む者
  - ③所得税法又は法人税法の規定により、青色申告の承認を受けている者
  - ④所得税法又は法人税法の規定により、特別償却の適用を受けている者
- ※赤字等の理由により上記特別償却の適用を受けなかった場合においても、当該生産設備の新設又は増設が租税特別措置法第12条第1項又は第45条第1項の規定に該当するものであれば、理由書を添付することで適用対象となる。

## ○資産の取得要件

平成22年4月1日以降に新設又は増設した、建物及びその付属設備、構築物、機械及び装置、船舶、航空機、車両及び運搬具、工具・器具及び備品のうち、事業（施設）の用に直接供されるもの（部分）に限られ、その取得合計額が単年度分で2,700万円を超えること。

※新設又は増設には、中古物件の取得も含まれる。

※営業部門の事務室、従業員の福利厚生施設等については該当とならない。

## ○免除期間

当該固定資産を新たに課税することとなった初年度から3年度分までの固定資産税。

※前年度以前に取得した固定資産を新規で申請された場合には、本来課税すべき初年度から起算して3年度分までの固定資産税。

## ○免除項目

### ☆ 土地

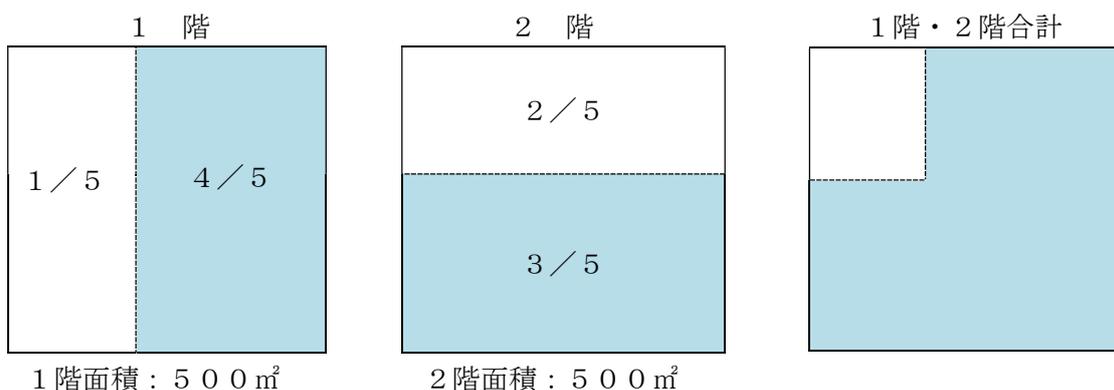
下記建物の敷地（水平投影部分）として計算した税額。

※土地取得の日の翌日から起算して1年以内に、当該土地を敷地とする建物の建設の着手があった場合に限る。

### ※敷地の判定例

（建物の状況：2階建、建床面積：500㎡、総面積：1,000㎡、

事業の用に直接供される部分：1階400㎡・2階300㎡の場合）



 = 減収補てんの対象（事業の用に直接供される部分）となる建物の床部分

### ■敷地面積の計算■

$$1 \text{ 階部分} : 500 \text{ m}^2 \times 4/5 = 400 \text{ m}^2 : A$$

$$2 \text{ 階部分} : 500 \text{ m}^2 \times 1/5 \times 3/5 = 60 \text{ m}^2 : B$$

上記のとおり、減収補てんの対象となる建物の床面積は  $A + B = 460 \text{ m}^2$  となる。

☆ 家屋

建物（事業の用に直接供される部分）及びその附属設備の税額。

※建物の附属設備は、当該建物とともに取得した場合に限る。

☆ 償却資産

『機械及び装置』に該当するものの税額。

○取得要件対象資産と税額免除対象資産の一覧

法人税法施行令第13条及び所得税法施行令第6条による区分		主な資産等	取得価格 ※1	税額免除 ※2
1号	建物及びその附属設備	ガス設備、給排水設備、消火設備、昇降機設備、通風設備、電気設備、避難設備、冷暖房設備、排煙設備等	○	○
2号	構築物	舗装路面、庭園、門、塀、緑化施設等の外構工事等	○	×
3号	機械及び装置	各種製造設備等の機械及び装置等	○	○
4号	船舶	ボート、漁船、遊覧船等	○	×
5号	航空機	飛行機、ヘリコプター、グライダー等	○	×
6号	車両及び運搬具	大型特殊自動車、構内運搬車、貨車等	○	×
7号	工具・器具及び備品	測定工具類、検査工具類、型枠、金型、家具類、各種機器類等	○	×
1号の敷地である土地		工場用地等	×	○

○＝算入、×＝非算入

※1 取得価格

取得価格を判定するうえで対象となる資産。これら資産の取得価格の合計額が、単年度分で2,700万円以上（※事業の用に直接供されているものに限る）であれば取得要件を満たす。

※2 税額免除

免除税額を算出するうえで対象となる資産。取得価格の判定対象資産とは区分が異なる。

## ■提出書類

1. 共通書類	
①	みなかみ町過疎対策のための 固定資産税の特例にかかる固定資産税課税免除申請書【→別紙1】
②	事業主別調書【→別紙2】
③	土地明細書【→別紙3-①】
④	家屋明細書【→別紙3-②】
⑤	償却資産明細書【→別紙3-③】
2. 添付書類	
①	事業所全体の見取図〔別紙見取図等記入例A参照〕
②	建物平面図（建築確認申請に添付したものと同等のもの）
③	生産設備配置図等〔別紙見取図等記入例B参照〕 ※工場内の生産設備を行程の流れ順に図示したもの
④	写真台帳〔別紙見取図等記入例C参照〕 ※償却資産の統一番号、名称及び当該資産の使用目的等を簡潔に記入のこと。
⑤	事業の用に供した日、取得価格、耐用年数、特別償却等を明らかにする書類 ※法人税法施行規則別表16「減価償却資産の償却額の計算に関する明細書の写し等」
⑥	青色申告書の写し ※直近1年以内のもの
⑦	特別償却を行っていない場合は、その理由書【→別紙申出書】
⑧	生産能力向上（30%以上）を証明する仕様書 ※製造の事業において、既存設備の取替え又は更新のために生産設備を新增設した場合
⑨	当該事業所の年次別建設計画及びその実績の概要を明らかにする書類
⑩	土地の売買契約書の写し

※1. 共通書類については、新規申請（税額免除第1年度分）・継続申請（税額免除第2年度分・第3年度分）を問わず、全ての申請者が提出してください。なお、継続申請の場合、②～⑤については、新規申請時に提出いただいた写しで構いません。その際、新規申請時から既になくなっている物件がある場合には、各明細書の該当する物件行を朱線で見え消してください。

※2. 添付書類については、新規申請を行う申請者のみ提出してください。

## ■提出先 みなかみ町役場 税務課 資産税係

【〒379-1393 群馬県利根郡みなかみ町後閑318 みなかみ町役場本庁舎1階】

## ■提出期限 令和3年2月1日（月）

問い合わせ先

みなかみ町役場 税務課 資産税係

電話：直通 0278-25-5006